

平成23年7月に手配し、平成24年3月までに、海拔35mの高台に空冷式ガスタービン発電機車を2台配備した。また、同所に電源車を23台配備した。

c 非常用高圧配電盤の設置及び常設のケーブルの敷設

平成23年8月に着工し、平成24年4月までに、海拔33mの高台に、非常用の配電盤及び各原子炉との常設のケーブルを敷設した。

d 代替水中ポンプ及び代替海水熱交換器設備の配備

平成23年8月に着工し、平成25年3月までに、浸水等により海水ポンプが損傷した場合の代替ポンプ及び海水ポンプモーターを配備するとともに、海水を利用した冷却系統が機能を喪失した場合に備え、圧力容器、格納容器及び使用済燃料プールを冷却できる代替熱交換器車を配備した。

第2 佐藤暁の証言の内容と信用性

1 佐藤暁の証言の内容

(1) 佐藤暁は、非常用DGの設置場所について、タービン建屋に適切な補強を施せば、フロア上階にすることは可能であり、建屋の地下階でなければならないわけではないと証言している。

(2) また、佐藤暁は、本件原発における配電盤の設置場所について、その大半がタービン建屋の1階又は地下1階であった理由について、建屋の構造及び配置をコンパクトにまとめるという経済的合理性を指摘し、配電盤を建屋上階に設置することも不可能ではないが、独立した別の配電盤を新たに増設する方が、経済的合理性があること、配電盤の高所設置は、建物の構造、費用、時間的余裕及び法規制から見て大変なことではなく、新たな配電盤を設置するための期間として一、二年程度あればよいと思われることなどを証言している。

(3) さらに、佐藤暁は、タービン建屋を水密化するとしたら、非常用DG用の給気ルーバ、機器搬入のための建屋出入口及び機器ハッチを水密化することが可能であると証言している。

2 佐藤暁の証言の信用性の検討

佐藤暁の掲げた津波対策に係る具体的措置の内容は、前記第1の3認定事実のとおり、被告東電が本件事故の後に本件原発についてすべきであったと指摘している対策の内容や、本件事故後に柏崎刈羽原発が実施した具体的な津波対策措置と合致するものである。

また、佐藤暁は、証言した具体的な津波対策措置について、一般的には一、二年もあれば完成できる旨証言しているところ、現に柏崎刈羽原発においては、複数の津波対策措置を実施しつつ、約2年半程度で完了している。

これらの事情に加え、前記第3節（津波対策義務に係る予見可能性（争点④））で認定した佐藤暁の経歴等にも照らせば、佐藤暁は、原子力発電施設の技術部門に関する専門家であり、その設計や改造等について、豊富な知識と経験を有しており、証言内容は証拠から認定できる客観的事実と整合するものといえることができ、上記1に係る佐藤暁の証言は、信用性が高いといえることができる。

第3 結果回避可能性の検討

1 本件事故を回避すべき具体的措置の検討

(1) 概要

前記第2節（本件事故の原因（争点②））において説示したとおり、本件事故は、本件津波が本件原発に到来したことにより、配電盤が被水し、その機能を喪失したことが原因である。そして、配電盤は、ケーブルを介して電源と接続されて冷却設備等に分電し電力を供給する役割を果たしていること（甲A1・140頁、弁論の全趣旨）からすれば、本件事故を回

避するためには、i) 電力の供給源（発電機）が存在すること、ii) 配電盤がその機能を維持していること、iii) 発電機、配電盤及び冷却設備が正常に接続されていることの3点が確保される必要があると考えられる。

(2) 具体的措置の検討

ア 上記第1の2において認定した事実のとおり、本件原発の主要建屋の外壁及び柱等の構造躯体部分には、本件津波によって有意な損傷が生じた箇所は見当たらないこと、給気ルーバから本件津波が侵入しなかった5号機及び6号機の配電盤は被水を免れていることに加え、主要建屋内部に設置されていた水密扉等が、建屋内部に侵入した津波によって破壊されたことを示す証拠がないことにも照らせば、上記で述べた配電盤の被水は、給気ルーバから侵入した津波によるものと認めることができる。

イ また、前記前提事実及び第2節（本件事故の原因（争点②））で認定した事実によれば、電力の供給源としては、地上階以上に設置されていた空冷式非常用DGは被水を免れており電源融通が可能であったことが認められる。

ウ さらに、上記第1の3のとおり、被告東電が本件事故後に公表した津波対策及び柏崎刈羽原発における津波対策の具体的措置としては、空冷式の非常用電源及び配電盤を高所に設置し、常設のケーブルを地中に敷設して冷却設備をはじめ各種の設備に電力を供給する方法が採用されている。

(3) 以上で認定した事実によれば、本件事故を回避すべき具体的措置としては、i) 給気ルーバをかき上げして、開口部最下端の位置を上げること、ii) 配電盤及び空冷式非常用DGを建屋の上階に設置すること、iii) 配電盤及び空冷式非常用DG（併せて電源車の配置）の高台への設置並びにこれらと冷却設備を接続する常設のケーブルを地中に敷設する（地中であれば、津波等の被害による設備損傷を回避でき、本件原発敷地内の

通行の妨げにもならないと考えられる。) こと、を挙げることができる。そして、上記 i) ないし iii) の状況のいずれかが確保されていれば、本件原発は冷却機能を喪失しなかったことから、本件事故は発生しなかったといえることができる(以下、上記 i) ないし iii) を併せて「本件結果回避措置」という。)

2 結果回避可能性

(1) 進んで、本件結果回避措置の有効性について検討する。

ア 本件事故の際、空冷式非常用 DG 及び配電盤の設置場所における水密扉はその機能を維持していたものであり(上記認定事実)、上記設置場所に人がいなくとも空冷式非常用 DG 及び配電盤は稼働可能である(証人佐藤暁)から、非常用 DG の給気ルーバの最下端をかき上げすることにより、結果を回避することが可能であったと認められる。

イ また、浸水経路が開口部からであることからすると、建屋の上階については被水を免れることが可能な状態にあったといえることができるから、空冷式非常用 DG 及び配電盤を建屋の上階に設置しておくことによっても、同様に結果を回避することが可能であったといえることができる。

ウ しかも、被告東電は、本件原発を、標高 30 m から 35 m の丘陵を切り下げて設置したものであり、切り下げる前の丘陵部分には津波が浸水するとは考えにくいことを知っていたこと(前記第 3 節第 3 の 1 4 及び第 5 の 1 各認定事実、上記第 1 認定事実)からすると、配電盤並びに空冷式非常用 DG 及び電源車を標高 35 m の丘陵という高台に設置し、常設のケーブルを地中に敷設しておくことにより結果を回避することが可能であったといえることができる。

(2) 次に、本件事故を回避するためには、被告東電に予見可能性が生じた時期に本件結果回避措置を採った場合に、期間的にこれが十分なものといえなければ、有効な結果回避措置を採ることが可能であったとはいえ

ない。

この点、前記第3節（津波対策義務に係る予見可能性（争点④））で説示したとおり、被告東電は、遅くとも、平成14年7月31日から数か月後の時点で、O.P. + 15.7mの津波高の津波が本件原発に到来する可能性があることについて、これを具体的に予見することができ、平成20年5月の時点においては、これを具体的に予見していた。そして、上記第1の3及び第2の2で認定したとおり、本件結果回避措置は、長くとも2年半程度（高台への電源車の配備及び非常用高圧配電盤の設置並びに常設のケーブルの敷設のみであれば約1年）の期間があればこれを完成させることができたのであるから、被告東電は、上記具体的に予見が可能になった時期はもとより、現に予見した時点であっても、早急に工事計画を行い、設置工事に着手していれば、遅くとも、本件地震が発生するまでの約2年半の期間に、本件結果回避措置をとることが可能であったものというべきである。

3 小括

以上から、本件結果回避措置を講じていれば、本件事故を回避することができたと考えられ、かつ、被告東電は本件結果回避措置を本件地震よりも前に講じることができたのであるから、被告東電には、原告らが主張するその余の各結果回避措置について検討するまでもなく、結果回避可能性を肯定することができる。また、本件結果回避措置を講じることが、費用上困難であることを窺わせる主張及び証拠はないから、この点で結果回避可能性が否定されるものではない。

そして、以上検討したところからすると、本件結果回避措置を講じることによる結果回避は、容易なものであったとすることができる。

第4 被告東電の主張について

1 被告東電は、本件において原告らが主張する各結果回避措置はいず

れも具体的な津波の浸水経路等を検討していない概括的な内容に過ぎず、これらを講じていたとしても本件津波からの浸水を回避し、本件事故を回避することができたことの立証はないと述べる。

しかしながら、上記第2において説示したとおり、被告東電自身、津波対策として実施または実施予定の具体的な措置としては、上記第3において説示したものとさして変わらない内容及び方法しか説明しておらず、他方で、これらの内容及び方法によっては、本件事故を回避できなかったことを窺わせる具体的な指摘及び証拠の提出はない。そうすると、原告らにおいて、各結果回避措置について、更に具体的な主張及び立証を要するということとはできず、被告東電において、原告ら主張の各結果回避措置では本件事故を回避できなかったことについて、具体的に問題点を指摘し、これを裏付ける証拠を提出すべきであるにもかかわらず、これがあるということもできない。

したがって、被告東電の上記主張を採用することはできない。

2 被告東電のその他の主張について

(1) 被告東電は、本件津波と平成20年試算をもとにした津波シミュレーションとでは遡上の態様等が異なっているから、平成20年試算をもとに津波対策を講じたとしても本件事故を回避することはできなかったと主張する。

しかしながら、前述したとおり、本件事故の原因は配電盤が被水したことによる機能喪失であるところ、非常用電源及び配電盤が高所に設置されていれば本件事故を回避することができたのであるから、津波シミュレーションにおいて重要となる点は津波高というべきである。そして、平成20年試算により算出される津波高を前提とした場合に、本件事故を回避することができることは既に説示したとおりである。

したがって、被告東電の上記主張は採用することができない。

(2) 被告東電は、平成20年試算の後に、この結果を踏まえて即座に結果回避措置を講じることは不可能であったから、本件事故以前に同措置を講じることは時間的又は工学的に不可能であったと主張する。

しかしながら、既に説示したとおり、平成14年7月31日から数か月後の時点において、被告東電に予見可能性を認めることができるのであるから、被告東電の主張はその前提を欠くものである。

加えて、現に、柏崎刈羽原発においては約2年半程度の期間に各結果回避措置を講じることができており、本件原発において同程度の期間内に本件結果回避措置を講じることができなかつたことを窺わせる事情は見当たらない。むしろ、被告東電において、平成20年試算の後に、即座に津波対策を講じることができなかつた理由について具体的に問題点を指摘し、証拠を提出すべきところ、これがあるということもできないのであるから、平成20年試算の後であっても、本件結果回避措置を講じることは可能であったというべきである。

この点、被告東電は、設置許可を得るための具体的な準備に時間を要する旨を主張する。

しかしながら、証拠(乙A38・3頁)によれば、「柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の実施状況」中に「設計(・製作)」の項目はある一方で、「許可申請」や「許可」に要する期間は記載されておらず、許可を受けることは念頭に置かれていないものとみることができ、また、上記認定事実によれば、柏崎刈羽原発では、標高33mの高台に、本件事故発生後、平成23年8月に着工し、平成24年4月までに非常用の配電盤を設置してこれと各原子炉との常設のケーブルを敷設し、かつ、同年3月までに空冷式ガスタービン発電機車を配備できたのであり、空冷式非常用DGの設置に時間を要するのであれば、まずは高台に電源車を置く方法を採用すれば、1年程度で対策は可能であったのであるから、被告東電の上記主張

は採用することができない。

(3) さらに、被告東電は、本件事故発生以前に水密化等の各種対策のような安全確保の考え方が受け入れられていたとする証拠は、本件において一切なく、配電盤を高所に設置するという発想それ自体が本件事故を踏まえた結果論的な主張であると指摘する。

しかしながら、首藤伸夫は、原子力発電所では、少なくとも、冷却機能は必ず動くようにする必要がある旨言い続け、津波評価部会でも、関係機器が水で止まらないようにと何度も発言していたものであり、通商産業省は、平成9年、安全上重要な施設のうち、水に弱い施設については、耐水性を高めるための検討をしておくことが重要とし、平成17年2月23日開催の衆議院予算委員会公聴会において、「原子力発電所は、地震の場合は、複数要因の故障が発生し、過酷事故につながりかねない。」との意見が述べられ（前記第3節第3の10）ていたのであるから、被告東電は、複数要因の故障が発生した場合について、真摯に検討すべき立場にあったものである。しかも、被告東電は、本件原発を、標高30mから35mの丘陵を切り下げて設置したものであり、切り下げる前の丘陵部分には津波が浸水するとは考えにくいことを知っていたのであるから、配電盤を丘陵部分に設置することは容易に発想することが可能であったといえる。

仮に、被告東電に配電盤を高所に設置するとの発想がなかったのであれば、それは、設置に係る経済的合理性を第一に優先してきた結果であり（前記第3節第3の14(6)及び第5の1(2)各認定事実、上記第1認定事実、証人佐藤暁）、理学的見地から考慮すべき安全性を軽視したことによるものであるといわざるを得ないから、これをもって結果回避可能性を否定することはできない。

また、被告東電は、安定した地盤上に重要機器を設置することとの関係で、配電盤を建屋の地下に設置したと主張するが、柏崎刈羽原発に

においては配電盤が標高33mの高さに設置されており（甲A21，乙A39），高所における増設を工学的に不可能とみることはできない。

（4）以上から，被告東電の上記各主張は，いずれも採用することができない。

第5 原賠法3条1項ただし書きについて

以上認定説示したところからすると，本件津波の到来を原賠法3条1項ただし書きにいう「異常に巨大な天災地変」ということはできないから，被告東電は，同条本文所定の損害を賠償する責めを負わなければならない。

第6 まとめ

以上のとおり，被告東電は，その予見可能性を肯定することができる時点において，本件結果回避措置を講じることが可能であったのであるから，津波対策に係る結果回避可能性を肯定することができる。

そして，原告らが主張する被告東電の非難性については，前記第3節及び本節において認定判断したところをもとに，第7節（慰謝料算定における考慮要素（争点⑨））において検討することとし，次節においては，被侵害利益の捉え方（争点⑦）について検討することとする。

第5節 被侵害利益の捉え方（争点⑦）

第1 認定判断の順序について

原告らは，本件事故によりその生活基盤そのものを全面的に破壊された（根こそぎ奪われた）と主張し，本件事故により侵害された権利又は法的保護に値する利益としての平穩生活権（以下，単に「平穩生活権」という。）を主張している。原告らが主張する上記生活基盤の具体的な内実を検討するためには，被侵害利益の捉え方について検討する前に，個々の原告が被った損害等（相当因果関係及び損害各論）（争点⑩）に関する事実認定をしておくことが相当であると考え。個々の原告が

被った損害等は、後記第10節の第1ないし第45の各1記載のとおりである（便宜上、後記第10節に記載をした。）。

第2 平穩生活権が法的保護に値する権利利益であることについて

後記第10節の第1ないし第45の各1認定の事実を前提として、平穩生活権について検討する。

人は、いかなる人生を歩むか、いかに自己実現をはかるかについての自己決定権を有している（憲法13条）。そして、日々の生活が、人間一人ひとりの自己決定権の行使により形成され、自らの個性を發揮して築き上げてきた成果であると同時に、将来において自己決定権を行使する際の基盤となるものであることからすると、個人の尊厳に最高の価値を置く我が国の憲法下において、民事上も、平穩な生活が権利又は法的保護に値する利益であることに疑いはない。

第3 平穩生活権が多くの権利利益を包摂することについて

1 平穩生活権の具体的な内実について検討するに、本判決における平穩生活権は、多くの権利利益を包摂するものと考えられる。

すなわち、憲法22条に定める居住移転の自由は、経済的自由にとどまらず、精神的自由の側面を持ち、一方で移転することにより人の精神的成長がはかれる側面があり、他方で一つの地域に住み続け、その地域の地理的環境を前提にして、長年にわたって生まれ発展してきた伝統、文化及び生業の全部または一部を継承することを選択することも居住移転の自由として尊重すべき権利であって、職業選択の自由とともに、自己決定権の具体的な現れといえることができる（社会生活全般にわたる権利制限を、憲法13条に根拠を有する人格権そのものに対する侵害と捉えたものとしてハンセン病熊本地裁判決がある。本件訴訟においては、居住移転の自由の一類型である生活の本拠から転出しない自由を、被侵害利益である平穩生活権が包摂する権利利益として捉えることが

できる。

また、各家庭の構成員には、地域に密着し、当該家庭の特色に即して、教育を授け、これを受ける権利（憲法23条及び26条）があり、自ら教育により発達していく権利がある（以下、この権利を「人格発達権」ということもある。）。

そして、人は社会的な生き物であり、上記平穏な生活は、私生活と社会生活の双方から捉えることができる。私生活は、家庭生活（婚姻関係及び親子関係等）を中核とし、家庭生活にとどまらない身分関係（その他の親戚関係等）により形成されていて、社会生活には、学校生活、職業生活及び地域生活等があつて、それらの多くは複合的かつ継続的に関連している。

原告らには、あらゆる年代の者がいて、男女の別があり、同じ福島県内ではあるものの、本件事故当時の居住地域が異なるなかで、学校生活を有する者と有しない者、様々な職業に就き、あるいは様々な事業を営んでいる者、無職の者、既婚者、独身者、父母と生活を共にしている者、一人暮らしの者、地域に深く密着した生活をよしとして、その学校生活、職業生活及び地域生活がほぼ重なる者やそうではない者等がいて、本件事故の発生時において様々な生活を営んでいたものである。

以上のように、本判決における平穏生活権は、権利利益の性質と多様性に加え、原告それぞれの属性や生活の在り方の多様性を反映したものとして、多くの権利利益を包摂するものといえることができる。

2 平穏生活権が多くの権利を包摂している点についてさらに説明するに、家庭生活の平穏について見ると、実務上それ自体が被侵害利益となるものと扱われている（最高裁平成5年（オ）第281号同8年3月26日第三小法廷判決・民集50巻4号993頁）が、その内実は多様である。例えば、未成熟子がいる家庭においては、未成熟子が両親と

ともに共同生活を送ることによって享受することのできる父母からの愛情等があるところ、父母の共同生活が生み出すところの家庭的な生活利益等は、未成年の子の人格形成に強く影響を与えずにはいられないものであって、かつ、人間性の本質にかかわり合うものであることを思うと、被侵害法益が法律上の保護性が低いということとはできない。このように、原告らの中の未成熟子においては、親子関係に基づく利益は、保護されるべき平穏な家庭生活における利益の一つであるが、親子関係は原告らのすべての家庭に存在するものではない。

地域生活について見ても、人が、一つの地域に生まれ育ち、当該地域の地理的環境を前提にして、長年にわたって生まれ発展してきた伝統、文化及び生業を重んじ、当該地域と密着する職業を選択し、生涯にわたって地域や人との関係を築いて蓄積し、これを次世代に継承していかうとすることも、居住移転の自由（移転しない自由を含む。）、職業選択の自由（選択した職業を継続する自由を含む。）並びに家庭教育及び社会教育等の授受の自由（人格発達権）として現れ、人格権として尊重されるべきものである。そして、平穏な地域生活は保護されるべき平穏な社会生活の一つであるところ、当該地域に生まれ育っていないが、当該地域を生活の本拠として定め、当該地域における生活環境を重視した生活を選択した原告についても、その自己決定権が尊重されるべきであると考えられるが、地域生活の重要性は人によって濃淡のあるものである。

以上のとおり、平穏生活権は、人格権として様々な現れ方をしますが、人格権が、個々人の個性を重視するものである以上、保護されるべき生活の平穏も多様なものとなり、さまざまな権利利益を包摂しているものと理解される。

第4 本件訴訟における平穏生活権が包摂する権利利益について

1 原告らが、居住移転の自由、職業選択の自由及び教育の授受の自由（人格発達権）のほか、平穩生活権が包摂する権利として挙げるものは、平穩生活権の侵害の有無及び程度を判断するための考慮要素と位置付けられるものであるが、その一つがそれ自体だけでも権利又は法的保護に値する利益であるため、数ある考慮要素の中で重要な意味を持つことになる。

2 上記の点についてふえんするに、原告らが平穩生活権が包摂する権利として挙げるもののうち、原子力発電に関わる放射性物質によって汚染されていない環境において生活し、放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穩に生活する利益（以下、単に「放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益」と呼称することもある。）が、法律上保護される利益であることは、原子力災害の防止に関する法律（炉規法、原災法等）及び原賠法3条から明らかである。

3 また、原告らが平穩生活権が包摂する権利として挙げるもののうち、内心の静穏な感情を害されない利益は、平穩生活権の中に包摂されている各権利利益のすべてに含まれているとも考えられるが、平穩生活権の侵害の有無及び程度を判断する際の考慮要素となる点で、平穩生活権に包摂される利益として意味を持っている。

4 以上のとおり、本判決における被侵害利益は、平穩生活権であるが、この平穩生活権は、自己実現に向けた自己決定権を中核とした人格権であり、上記のとおり、i) 放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、ii) 人格発達権、iii) 居住移転の自由及び職業選択の自由並びにiv) 内心の静穏な感情を害されない利益を包摂する権利である。

第5 本判決における「平穩生活権」の意義について

平穩生活権という呼称は、本判決における「平穩生活権」とは異なる意味で使用される例もあるため、以下、説明しておく。

1 まず、平穩生活権という呼称が、「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」あるいは「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穩に生活する権利」それ自体として使用される例があるが、本判決において放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益は、平穩生活権が包摂する利益の一つである。

そして、本判決における平穩生活権は、自己実現に向けた自己決定権を中核としたものであり、いったん侵害されると、元通りに復元することのできない性質のものであるから、本件訴訟においては、侵害の継続性ではなく、侵害の有無が主たる争点となる。

これに対し、「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」を被侵害利益と捉えた訴訟の場合には、放射性物質による汚染が継続する限り、上記権利が継続的に侵害され続けると考えられるが、平穩生活権に包摂された考慮要素として位置付ける本件訴訟とは被侵害利益の捉え方が異なるものである。したがって、被告東電の指摘する判決例（乙H1ないし10）及び被告国の指摘する長野地裁平成9年6月27日判決は、本件訴訟とは事案を異にするものである。

2 また、平穩生活権について、身体権に接続されたものと捉える見解があるところ、原告らの多くは、自己実現に向けた自己決定権の集大成ともいべき人生を壊されたと訴えているのであるから、本件訴訟においては、平穩生活権を身体権に接続された権利利益と捉えるものではない。

第6 平穩生活権は、成果を挙げていることを前提としていないことについて

平穩生活権は、その根源を自己決定権に置くものであり、人が自己決定権を行使して自己実現をはかろうとしても、実現できないことがあることは、経験則上明らかである。したがって、平穩生活権は、必ず

しも成果を挙げることに結びつかなくともよく、また、既に成果を挙げていることを前提とするものではない。

以下、この点について、若干の例を挙げて具体的に説明する。

1 本件地震に起因する津波により親族が行方不明になった原告が、本件事故による避難のため、その行方不明者の捜索の中止を余儀なくされた場合には、それは平穩生活権が侵害された結果であるから、慰謝料額において考慮されるべき事情となる。

また、難病に罹患し、治療を受けていた原告が、本件事故により、治療を受けられなくなった場合にも、上記のとおり考慮事由となる。

2 退職後の第二の人生として農業を行うために不動産を購入したものの、これによる収入が上げられるようになる以前に本件事故に遭った原告が、本件事故により、農作物生産者としての途を断念せざるを得なかった場合、このことが考慮事由なのであり、農業として採算が取れる可能性があったか否かは関係がない。

第7 原告らは、本件訴訟において包括一律請求をしていないことについて

1 原告らは、本件訴訟において、包括請求をしていない旨明言している。

そして、原告らは、本件訴訟において、財産権並びに生命及び身体（健康）の権利を被侵害利益に含めておらず、したがって、原告らの請求は、財産権を被侵害利益に含める場合にいう「包括請求」ではないから、「平穩生活権」がいくつもの権利利益を包摂しているからといって、これを包括的生活利益としての平穩生活権と呼称するのは、適切でないと考えられる。

2 また、原告らは、本件訴訟において、原告ごとの個別具体的な事情に基づく個別的な損害の算定を求めており、すべての原告あるいは一